

公正価値測定の検討

藤本 孝一郎

はじめに

近年、財務会計では世界各国の会計基準に関するコンバージェンス (convergence) が進展している。我が国でも国際会計基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) の意義をとらえ直す制度会計の見直しが進んでいる。公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (案) の公表も、その対応のひとつである。特にその測定手法には興味深い思考がうかがえる。

1. 公正価値測定及びその開示に関する会計

我が国では、企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) の合意以降、会計基準のコンバージェンスの動きが加速した。平成 22 年には「公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (案)」(以下、基準案) および「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針 (案)」(以下、指針案 基準案と併せて本公開草案) が公表された。

本稿では基準案における公正価値測定の評価をめぐる問題を検討した。

2. 公正価値の概念

2.1 定義

はじめに公正価値の定義を確認する。「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格 (出口価格) をいう。ここで市場参加者は、参照市場 (当該取引市場) における、次の要件を満たす買手及び売手を示す。

(1) 互いに独立していること。すなわち、関連当事者ではないこと。

ただし、関連当事者間の取引であっても、その取引が市場参加者間の秩序ある取引として行われた場合は、その取引価格を公正価値を算定するにあたっての入力数値として用いることができる。

- (2) すべての入手できる情報に基づき、資産又は負債並びに取引について合理的な理解を有していること。
- (3) 資産又は負債に関して、取引を行う能力があること。

2.2 公正価値のレベル

基準案では評価技法に用いられる入力数値について、3つのヒエラルキー (hierarchy) の優先順位付けで示されている。

「公正価値のレベル」(基準案より)

(1) 「レベル1の入力数値」

測定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格。活発な市場における公表価格は、最も信頼のおける公正価値の証拠であり、入手できる場合には、そのまま公正価値の算定に用いる。

(2) 「レベル2の入力数値」

資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち、レベル1に含まれる公表価格以外を入力数値をいう。次の例がある。

- 1 活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格
- 2 活発でない市場における同一の又は類似の資産又は負債に関する公表価格
- 3 公表価格以外の観察可能な入力数値
- 4 相関関係等に基づく方法を用いて、観察可能な市場データから得られた又は裏付けられた入力数値

(3) 「レベル3の入力数値」

資産又は負債について、観察不能な入力数値をいい、観察可能な入力数値であるレベル1の入力数値又はレベル2の入力数値が入手できない場合に限り用いることができる。

なお以上における「活発な市場」は、資産又は負債について、十分な数量及び頻度で取引が行われ、継続的に価格情報が提供される市場として定義をしている。

以上を入力数値を用いて算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、さらに次の3レベルに分類するとしている。次に基準案よりまとめる。

- 1 「レベル1の公正価値」：その算定においてレベル1の入力数値をそのまま用いたもの。
- 2 「レベル2の公正価値」：その算定においてレベル2の入力数値が重要となるもの。
- 3 「レベル3の公正価値」：その算定においてレベル3の入力数値が重要となるもの。

3. 入力数値のレベルと評価

3.1 入力数値のレベル

基準案に示される公正価値算定方式は以上のように特徴的である。ところで指針案では、公正価値の算定にかかわる評価技法として、3つのアプローチを示している。

(1) 「マーケット・アプローチ」

同一の又は比較可能な資産又は負債に関する市場取引による価格などの入力数値を用いる評価技法。

これには主として債券の公正価値の算定に用いられる技法であるマトリックス・プライシング (比準価格方式の一種) も含めてれる。個々の証券の市場価格に完全に依拠するのではなく、ベンチマーク (bench mark) となる証券との関係に依拠する評価技法である。

(2) 「インカム・アプローチ」

利益やキャッシュ・フローなどの将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法。

例として、現在価値技法及びブラック・ショールズ・モデル (Black Scholes model) や二項モデル等のオプション価格モデルなどを示している。

(3) 「コスト・アプローチ」

資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法。

本アプローチは、他の資産と組み合わせて使用されている固定資産の公正価値を算定する際に一般に適切とされている。

さらに指針案では、売手である市場参加者にとっての資産の価格の算定を示している。即ち、同等の効用を有する代替資産を買手である市場参加者が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分につき調整した金額としている。なお劣化分には、物理的劣化、機能的 (技術的) 劣化、さらに経済的劣化を示し、財務報告や税務申告における減価償却よりも広い概念と考えている。ここで市場参加者はある資産購入に、当該資産の用役能力を再調達し得る金額より多くの金額を支払うことはないことを前提としている。

なお合理的に算定された価額は、算定に用いられる価格決定変数とともに恣意性を排除した合理的なものであることが要求される。

3.2 複数のレベルと評価

このような「公正価値」の3レベル分類が特に特徴的であるが、その適用に関していくつかの留意点がある。

従来、我が国でも公正価値にほぼ対応する時価として、基本的に2種の区分がある。我が国の金融商品会計基準において、時価を市場価格に基づく価額とし、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とするとされていた。^{〔注1〕}この点、国際的な会計基準も我が国の会計基準も、恣意性排除と合理的な価格の位置づけで、ほぼ同様ととらええられる。

このように公正価値の把握には、本来的に複数指標（データ）への配慮が常に要求される。そのため複数のレベルに複数の評価法という実務上複雑な処理分野とならざるをえない。基準案でもこのような配慮を示していると考え、例として次の記述がある。

「なお、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類するものとする。」（16. 公正価値のレベル別の分類）

さらに複数の評価技法を用いる場合、各評価技法による算定結果の幅が合理的であるか否かの検討が必要となる。その幅中でウェイト付けを行い適切な公正価値を特定するという複雑な問題もある。

このような複数評価の内容の問題の他にも、財務情報の取り扱いとして多くの検討課題がある。次にいくつかの例を示す。

- ・ 同一資産であっても適用レベルの異なる企業間での比較の意味（利益への影響など）。
- ・ 個別企業の貸借対照表の中にレベルが異なる「公正価値」が混在する場合の総合的評価の意味。
- ・ レベル別の分類における取扱いの具体的な明確化。
- ・ 公正価値手法を企業に導入する必要な事前準備の内容。
- ・ 評価規定の整備や、業務プロセスとの関係、会計システムの見直し。
- ・ 連結会計での、子会社等などの情報などグループ全体の実務上の整備。

おわりに

このように公表された公正価値の定義は、内容的にもIFRSの定義とほぼ同じであるものと考えられる。我が国の財務情報は、ICTの基盤進展に加えIFRSの導入により大きく変化し、また検討課題も増加していく。今後も、財務会計でのコンバージェンスを探求し、IFRSの進展過程を注視してゆきたい。

〔注〕

1. 時価は、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価格」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」）

【参考文献】

- [1] 日経 BP 国際会計基準プロジェクト編「国際会計基準 IFRS 完全ガイド」日経 BP 社（2010）
 - [2] 佐藤、齊藤他著「スタンダードテキスト財務会計論〈2〉 応用論点編第4 版版」中央経済社（2010）
 - [3] 中澤、石田著「包括利益経営 IFRS が迫る投資家視点の経営改革」日経 BP 出版センター（2010）
 - [4] 税務経理協会編「会計諸則集最新増補 9 版版」税務経理協会（2009）
- 他
 (WWW) 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/> 日本公認会計士協会 <http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/>